

(* 4) イルカ猟で捕殺されたイルカ肉の水銀汚染報告 <No. 2>

日本政府の定めた暫定的規制値：総水銀：0.4ppm，メチル水銀：0.3ppm，P C B：0.5ppm

検査日	検体	A:総水銀(ppm)	B:メチル水銀(ppm)	C:PCB(ppm)	汚染の程度	検査機関	出典	備考
2007/3/2	マイルカ	1.66	-	-	暫定規制値の4倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2007/3/2	ハナゴンドウ	14.3	-	-	暫定規制値の35.75倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2007/6/5	マゴンドウ	4	3.1	0.27	A: 暫定規制値の10倍 B: 暫定規制値の10.3倍	日本エコロジー研究所	山下順一郎太地町議会議員	小型捕鯨船「正和丸」が捕獲 新宮市スーパーチェーン・オークワ 販売
2007/6/22	マゴンドウ(腹肉)	6.39	3.6	0.66	A: 暫定規制値の15.97倍 B: 暫定規制値の12倍 C: 暫定規制値の1.32倍	日本食品分析センター	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ
2007/7/17	マゴンドウ(尾身)	11.9	4.8	2.6	A: 暫定規制値の29.75倍 B: 暫定規制値の16倍 C: 暫定規制値の5.2倍	日本食品分析センター	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ
2007/8/2	ゴンドウ	3.84	-	-	暫定規制値の9.6倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2007/8/8	ゴンドウ(皮脂)	2.42	0.34	0.13	A: 暫定規制値の6.05倍 B: 暫定規制値の1.13倍	日本食品分析センター	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ
2007/9/21	マイルカ(腹肉)	2.98	2.18	-	A: 暫定規制値の7.45倍 B: 暫定規制値の7.26倍	北海道医療大学薬学部遠藤哲也准教授	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ マイルカ=スジイルカ
2007/9/21	マゴンドウ(腹肉)	11	6.63	-	A: 暫定規制値の27.5倍 B: 暫定規制値の22.1倍	北海道医療大学薬学部遠藤哲也准教授	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ
2007/9/21	マゴンドウ(尾身)	15.5	8.53	-	A: 暫定規制値の38.75倍 B: 暫定規制値の28.43倍	北海道医療大学薬学部遠藤哲也准教授	山下順一郎太地町議会議員	追い込み猟捕獲イルカ

（* 4）イルカ猟で捕殺されたイルカ肉の水銀汚染報告 <No. 3>

日本政府の定めた暫定的規制値：総水銀：0.4ppm，メチル水銀：0.3ppm，P C B：0.5ppm

検査日	検体	A:総水銀(ppm)	B:メチル水銀(ppm)	C:PCB(ppm)	汚染の程度	検査機関	出典	備考
2007/10/12	ゴンドウ	10.4	-	-	暫定規制値の26倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2007/10/12	ゴンドウ	11.8	-	-	暫定規制値の29.5倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2007/10/12	ゴンドウ	6.94	-	-	暫定規制値の17.35倍	日本食品分析センター	The Japan Times	追い込み猟捕獲イルカ
2008/3/14	バンドウイルカ	7.2	1.6	0.05(赤身) 1.4(皮脂)	A:暫定規制値の18倍 B:暫定規制値の5.3倍 C(皮脂):暫定規制値の2.8倍	日本食品分析センター	ブルーボイス	追い込み猟捕獲イルカ
2008/5/-	マゴンドウクジラ	18.9	-	-	暫定規制値の47.25倍	国立水俣病総合研究センター	AERA 08.6.16:朝日新聞社	太地町など和歌山県南部で 購入ないし入手した肉
2008/5/-	ゴンドウクジラ	13.3	-	-	暫定規制値の33.25倍	国立水俣病総合研究センター	AERA 08.6.16:朝日新聞社	太地町など和歌山県南部で 購入ないし入手した肉
2008/5/-	ゴンドウクジラ	15.7	-	-	暫定規制値の39.25倍	国立水俣病総合研究センター	AERA 08.6.16:朝日新聞社	太地町など和歌山県南部で 購入ないし入手した肉
2008/5/-	ハナゴンドウクジラ (各種内臓など8部位)	1.23~64.6	-	-	暫定規制値の3.08倍~161.50倍	国立水俣病総合研究センター	AERA 08.6.16:朝日新聞社	太地町など和歌山県南部で 購入ないし入手した肉
2008/5/-	バンドウイルカ	4.34	-	-	暫定規制値の10.85倍(肉)	国立水俣病総合研究センター	AERA 08.6.16:朝日新聞社	太地町など和歌山県南部で 購入ないし入手した肉

イルカ猟で捕殺されたイルカ肉の水銀汚染報告 <No. 4>

日本政府の定めた暫定的規制値：総水銀：0.4ppm，メチル水銀：0.3ppm，P C B：0.5ppm

検査日	検体	A:総水銀(ppm)	B:メチル水銀(ppm)	C:PCB(ppm)	汚染の程度	検査機関	出典	備考
-	イシイルカ(赤肉)	1.11	0.75	0.04	A:暫定規制値の2.775倍 B:暫定規制値の2.5倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	
-	イシイルカ	0.84	0.56	0.06	A:暫定規制値の2.1倍 B:暫定規制値の1.866倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	産地:岩手
-	イシイルカ(脂身)	0.11	0.06	4.02	C:暫定規制値の8.04倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	
-	イシイルカ	0.27	-	1.11	C:暫定規制値の2.22倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	産地:三陸またはオホーツク
-	イシイルカ	0.13	-	0.59	C:暫定規制値の1.18倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	産地:三陸
-	イシイルカ(赤肉)	0.96	0.58	0.08	A:暫定規制値の2.4倍 B:暫定規制値の1.93倍	-	「有害政策:汚染されたクジラ・イルカ由来食品の販売を禁止しない日本」 クレア・ペリー、EIA、2008	産地:三陸
2008/8/21	ゴンドウ (赤身・脂身混合)	6.09	3	9.2	A:暫定的規制値の15.225倍 B:暫定的規制値の10倍 C:暫定的規制値の18.4倍	日本食品分析センター	エルザ自然保護の会	
2008/8/21	ゴンドウ(脂身)	0.86	0.18	1.9	A:暫定的規制値の2.15倍 C:暫定的規制値の3.8倍	日本食品分析センター	エルザ自然保護の会	
2008/8/21	ゴンドウ(赤身)	5.92	3.4	0.53	A:暫定的規制値の14.8倍 B:暫定的規制値の11.3倍 C:暫定的規制値の1.06倍	日本食品分析センター	エルザ自然保護の会	
2008/8/21	ゴンドウ (骨を抜かしたすべての部分)	11.7	5.4	1.1	A:暫定的規制値の29.25倍 B:暫定的規制値の18倍 C:暫定的規制値の2.2倍	日本食品分析センター	エルザ自然保護の会	